2017年8月21日

大阪府大阪自動車税事務所長

　中野　雅幸　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府職員労働組合府税支部大阪分会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　分会長　大原　輝宣

職場環境等の充実整備にかかる要求書

　大阪府大阪自動車税事務所に勤務するすべての職員の勤務労働条件の向上及び府民サービスの充実、文字通り健康で働き続けられる職場環境の改善をめざすため、下記の要求事項を速やかに実現することを要求します。

1,分会との労使慣行を遵守すること。また、労働条件等にかかわる業務の変更等については、事前に分会と協議し、協議が整はない場合は実施しないこと。

2,所属する労働組合による不平等取扱いは一切行わないこと。また、労働組合に対する不当な介入・干渉は行わないこと。

3,府当局は、2年間府人勧の「完全実施」を見送った上、一方的に官民比較方法の変更を行い、マイナス勧告となった昨年の府人勧については、給与の引き下げを強行するとともに勧告にない4月遡及を強行した。不当な給与引き下げを撤回し、給与・一時金を抜本的に引き上げるよう関係機関に働きかけること。

4,自動車税事務所に勤務するすべての職員に対し、税務職俸給表の適用、若しくは調整額の支給を行うよう関係機関に働きかけること。

5,府当局が実施したアンケート結果からも評価者を含む圧倒的多数の職員が資質の向上につながらないとする「相対評価」は撤回すべきであり、「新人事評価制度」の賃金反映を撤回するよう関係機関に働きかけること。

6,非常勤職員の雇用の継続や給料・労働条件の改善を行うよう関係機関に働きかけること。

7,時差勤務を廃止し、勤務時間を拘束8時間とするよう関係機関に働きかけること。

8,「副主査」選考については、府税業務に必要な研修の参加を反映させるなど、対象者の負担を軽減すること。また、職務経験や専門性を発揮し、民主的・安定的な行政運営を行うためにも、誰もが行政職4級の水準に到達できるよう、賃金体系を改善するよう、関係機関に働きかけること。

9,「税収確保対策」等による労働強化・管理強化は行わないこと。また、「税収確保重点月間」等を理由とした時間外勤務の強要は行わないこと。

10,職員の実質的な労働時間の短縮を図る観点から、人事異動などにおいて本人の希望を尊重するなど、適切に対応すること。

11,再任用職員の労働条件等を抜本的に改善すること。

1. 給与・一時金の改善を行うよう関係機関に働きかけること。
2. 再任用職員の福利厚生を職員と同等にすること。また、人間ドック受診に補助金制度を創設するよう関係機関に働きかけること。

12,VDT作業における職員の健康管理体制の充実を行うこと。また、特別健康診断の充実と全員受診体制を確立するよう関係機関に働きかけること。

13,労働安全衛生の観点から、1階女子トイレの洗面スベースの拡充及び1階、2階の女子トイレに換気扇を含む空調設備の設置を行うこと。

14,労働安全衛生の観点から、2階階段横スペースを活用し、休養室を設置すること。また、早出職員の健康管理の観点から特に、夏場の冷房開始時間を早めること。

15,課税課に働く職員の健康を保持する観点から以下のことを実現すること。

1. 給湯にかかる設備を設置すること。